

国立大学法人和歌山大学教職員の兼業に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 28 号

最終改正 令和 8年 3月 27日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第21条の規定に基づき、教職員の兼業の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(承認権限の委任)

第2条 学長は、この規程による承認の権限を学内の教職員に委任することができる。

(定義)

第3条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、継続的又は定期的に次に掲げることを行う場合をいう。

- (1) 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の役員、顧問又は評議員の職を兼ねること。（以下「営利企業の役員等兼業」という。）
- (2) 自ら営利企業を営むこと。（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）（以下「自営の兼業」という。）
- (3) 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねること。（以下「営利企業の事業に直接関与しない兼業」という。）
- (4) 営利企業以外の各種法人及び法人格を有しない団体（以下「営利企業以外の法人等」という。）の役員の職又はその事業の職を兼ねること。（以下「営利企業以外の法人等の兼業」という。）
- (5) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。（以下「教育に関する兼業」という。）
- (6) 国又は地方公共団体の行政機関（附置された機関及び施設並びに病院等を含み、前号の「教育施設等」を除く。以下「国等の行政機関」という。）に設置されている審議会等の非常勤の職、研究機関若しくは研究施設の非常勤の職、非常勤医師又はその他必要に応じて置かれている職を兼ねること。（以下「国等の行政機関の兼業」という。）
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の規定に基づき、個別法により設置された法人の職を兼ねること並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき、設置された国立大学法人又は大学共同利用機関法人（国立大学法人又は大学共同利用機関法人により設置された国立大学及び大学共同利用機関の職を含む。）の職を兼ねること。（以下「独立行政法人等の兼業」という。）

第2章 営利企業の役員等兼業

第1節 営利企業の役員等兼業

(承認できる営利企業の役員等兼業)

第4条 営利企業の役員等兼業は、原則として承認しない。ただし、次に掲げる兼業で、当該各兼業の承認基準のいずれにも該当する場合（教職員（教授、准教授、講師、助教又は助

教職員の兼業に関する規程

手の職にあるものを除く。)にあつては、当該教職員の業務と密接な関連があり、高度な必要性があると認める場合に限る。)には、承認することができるものとする。

- (1) 技術移転事業者の役員(取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、支配人、発起人及び清算人その他これらに準ずる者をいう。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。ただし第3号に規定する場合を除く。)を兼ねる場合
- (2) 研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合
- (3) 株式会社又は特例有限会社の監査役又は社外取締役(以下「監査役等」という。)を兼ねる場合

第2節 技術移転事業者の役員等の兼業

(承認権者)

第5条 教職員が技術移転事業者の役員等の職を兼ねる場合(以下「技術移転兼業」という。)には、学長の承認を受けなければならない。

(技術移転事業者)

第6条 技術移転事業者とは、営利企業を営むことを目的とする会社(商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。以下同じ。)その他の団体であつて、次のいずれかの事業を実施するものをいう。

- (1) 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。)第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業(大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。次条第1項第2号において「承認事業」という。)
- (2) 大学等技術移転促進法第11条第1項の認定に係る事業又は特許法(昭和34年法律第121号)第109条の2第3項第5号の事業(次条第1項第2号において「大学認定事業」という。)

(技術移転兼業の承認基準)

第7条 学長は、教職員から技術移転兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 技術移転兼業を行おうとする教職員が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
- (2) 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業又は大学認定事業に関係するものであること。
- (3) 教職員と申請に係る技術移転事業者(当該技術移転事業者が会社法第2条第3号に規定する子会社である場合にあつては、同条第4号に規定する親会社を含む。第11条第1項第3号の研究成果活用企業及び第16条第1項第2号の株式会社と同じ。)との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業の申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- (5) 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

(6) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(技術移転兼業の承認の取消し)

第8条 学長は、技術移転兼業が前条第1項各号の承認の基準に適合しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(技術移転兼業終了後の業務の制限)

第9条 学長は、技術移転兼業の終了の日から2年間、当該技術移転兼業を行った教職員を、技術移転兼業に係る技術移転事業者との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させないようにしなければならない。

第3節 研究成果活用企業の役員等の兼業

(承認権者)

第10条 教職員が研究成果活用企業の役員等の職を兼ねる場合(以下「研究成果活用兼業」という。)には、学長の承認を受けなければならない。

(研究成果活用企業)

第11条 研究成果活用企業とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、教職員の研究成果を活用する事業(次条第1項第2号及び第5号において「研究成果活用事業」という。)を実施するものをいう。

(研究成果活用兼業の承認基準)

第12条 学長は、教職員から研究成果活用兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 研究成果活用兼業を行おうとする教職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。

(2) 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。

(3) 教職員が申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(4) 兼業の申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

(5) 教職員が就こうとする役員等としての職務内容に、本学に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に係る業務を除く。)が含まれていないこと。

(6) 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

(7) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(休職)

第13条 学長は、教職員が承認を受けて従事している研究成果活用企業の役員等の職務に、主として従事する必要があり、教職員としての職務に従事することができないと認めるときは、就業規則第13条第1項第5号に基づき休職とすることができる。

教職員の兼業に関する規程

(研究成果活用兼業の承認の取消し)

第14条 学長は、研究成果活用兼業が第12条第1項各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(研究成果活用兼業終了後の業務の制限)

第15条 学長は、研究成果活用兼業の終了の日から2年間、当該研究成果活用兼業を行った教職員を、研究成果活用兼業に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させないようにしなければならない。

第4節 株式会社又は有限会社の監査役等の兼業

(承認権者)

第16条 教職員が株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役等の職を兼ねる場合（以下「監査役等兼業」という。）には、学長の承認を受けなければならない。

(監査役等兼業の承認基準)

第17条 学長は、教職員から監査役等兼業の申請があつた場合には、当該監査役等兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 監査役等兼業を行おうとする教職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役等の職務に従事するために必要な知見を教職員の職務に関連して有していること。
- (2) 教職員が就こうとする職が社外取締役である場合、その職務の内容が、主として、取締役会又は理事会等の監督機能強化を目的とするものであること。
- (3) 教職員が申請に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業の申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- (5) 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (6) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の承認は、監査役等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(監査役等兼業の承認の取消し)

第18条 学長は、監査役等兼業が前条第1項各号の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(監査役等兼業終了後の業務の制限)

第19条 学長は、監査役等兼業の終了の日から2年間、当該監査役等兼業を行った教職員を監査役等兼業に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させないようにしなければならない。

第3章 自営の兼業

(承認権者)

第20条 教職員が不動産若しくは駐車場の賃貸を行う場合、太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売を行う場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年10月22日厚生労働省告示第356号）第二に掲げる資格による職

(以下「士業等」という。)を兼ねる場合、職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等(以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。)に係る自営を行う場合、地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業(以下「社会貢献に資する事業」という。)に係る自営を行う場合又はこれら以外の自営の兼業を行おうとする場合には、学長の承認を受けなければならない。

(自営の定義)

第21条 第3条第2号に規定する自営の兼業で、太陽光電気の販売にあつては販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱う。

(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
- ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一部の部分が10室以上であること。
- ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
- ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
- ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
- ロ 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額(これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の合計額)が年額1,000万円以上である場合(建物の賃貸のみを行う場合にあつては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。)

(4) 第1号又は第2号に定める場合と同様の事情にあると認められる場合

(自営の兼業の承認基準)

第22条 学長は、教職員から自営の兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

- イ 教職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等(親族による管理も含む。)により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ハ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(2) 太陽光電気の販売を行う場合

- イ 教職員と申請に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のお

教職員の兼業に関する規程

それがないこと。

- ロ 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (3) 士業等を兼ねる場合
- イ 教職員と申請に係る士業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 当該職務の遂行が、本学における本来の職務と関連があり、実務経験上必要と認められ、かつ教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - ニ 本学教職員としての信用を傷つけ、又は本学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (4) 職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営を行う場合又は社会貢献に資する事業に係る自営を行う場合
- イ 当該事業が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する届出書(以下「開業届」という。)を提出して行うものであること。
 - ロ 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面(以下「事業計画書等」という。)を作成して行うものであること。
 - ハ 教職員と申請に係る事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - ニ 事業計画書等において週休日にものみ事業を行うこととされていること等により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ホ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (5) 第1号から前号以外の事業を行う場合
- イ 教職員と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
 - ニ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 教職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営又は社会貢献に資する事業に係る自営の承認は、2年を超えない期間について与えるものとする。

(自営の兼業の再承認)

第23条 自営の承認を受けた教職員が昇任又は異動(以下この条において「昇任等」という。)した場合並びに承認に係る自営の内容に変更があった場合には、当該昇任等又は自営の内容の変更の後1月以内に改めて承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自営の承認を受けた教職員に昇任等があった場合で、学長が昇任等後の職と承認に係る自営との間においても特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときは、改めて承認を受ける必要はない。

(自営の兼業の承認の取消し)

第24条 学長は、自営の兼業が第22条第1項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4章 営利企業の役員等兼業以外の兼業
(承認権者)

第25条 第3条第3号から第7号までに掲げる兼業を行う場合には、学長の承認を受けなければならない。

(営利企業の事業に直接関与しない兼業)

第26条 営利企業の事業に関与する場合は、原則として承認しない。ただし、次に掲げる第3条第3号の営利企業の事業に直接関与しない兼業に該当する場合には、承認することができるものとする。

- (1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (2) 大学が管理する特許(出願中のものを含む。)の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。この号において同じ。)に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 公益性が強く法令(条例を含む。)で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 大学等技術移転促進法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業者及び同法第11条第1項の認定に係る事業並びに特許法第109条の2第3項第5号の事業を実施するもの(次号において「技術移転事業者」という。)が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 前条の技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

(営利企業以外の法人等の兼業)

第27条 第3条第4号の営利企業以外の法人等の兼業で、次に掲げるものに該当する場合は、原則として承認しない。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長(医療、療養機関の長を含む。)を兼ねる場合
- (2) 学校法人及び放送大学学園の役員(理事長、理事、監事)及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員(理事長、理事、監事)及び学校(園)長を兼ねる場合
- (3) 前各号に掲げるものを除く営利企業以外の法人等の会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員、役員又はその他これらに準ずる者(次項において「会長等」という。)を兼ねる場合

教職員の兼業に関する規程

2 ただし、前項の規定にかかわらず、次に掲げる営利企業以外の法人等の会長等を兼ねる場合は、承認することができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする営利企業以外の法人等
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある営利企業以外の法人等
- (3) 学内に活動範囲が限られた公益法人等及びこれに類するものの営利企業以外の法人等
- (4) 育英奨学に関する営利企業以外の法人等
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする営利企業以外の法人等
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする営利企業以外の法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの
(教育に関する事業)

第28条 第3条第5号の教育に関する兼業における教育に関する事業又は事務の職の範囲は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。この項において同じ。）に従事する者の職を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
- (5) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は教育関係施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職

2 前項各号に該当する職を兼ねる場合で次に掲げるものは、原則として承認しない。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 部局長が教育委員会の委員を兼ねる場合
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
- (5) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は教育関係施設の長を兼ねる場合
(国等の行政機関及び独立行政法人等の兼業)

第29条 第3条第6号の国等の行政機関の兼業及び第7号の独立行政法人等の兼業で、次

に掲げるものに該当する場合は、原則として承認しない。

- (1) 部局長が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合・
 - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合（ただし、在籍出向により常勤の職に就く場合を除く。）
- （営利企業の役員等兼業以外の兼業の承認基準）

第30条 学長は、第3条第3号から第7号までに掲げる兼業の申請があった場合であって、当該兼業が次に掲げる各号の一に該当するときは、第26条から前条までに定めるもののほか、この場合においても原則として承認しない。

- (1) 教職員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる場合
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合
- (3) 教職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがある場合
- (4) 兼業する事業の経営上の責任者となる場合
- (5) 兼業することが、本学教職員としての信用を傷つけ、又は本学全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合
- (6) 兼ねる職が常勤の職である場合（第3条第3号から第5号までに掲げる兼業）
- (7) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

第31条 （削除）

（営利企業の役員等兼業以外の兼業の承認の取消し）

第32条 学長は、第3条第3号から第7号までに掲げる第26条から前条までに規定する承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第5章 兼業の期間

（承認する兼業）

第33条 兼業を承認する期間は、技術移転兼業、研究成果活用兼業、自営の兼業及び監査役等兼業を除き、原則として2年以内（非常勤講師等については1年以内）とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職につく場合は、4年を限度として承認することができる。

第6章 勤務時間

（勤務時間の取扱い）

第34条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、勤務時間をさいて兼業に従事することができる。ただし、勤務時間をさいて兼業に従事した時間については、給与を減額する。

（勤務時間内の従事）

第35条 前条の規定にかかわらず、学長が特に認める場合は、勤務時間内に職務として従事することができる。

教職員の兼業に関する規程

(兼業の制限)

- 第36条 学長は、この規程により承認を受けた非常勤講師等の定期的な兼業の従事時間数の合計が、年間52日（4時間以内を0.5日、4時間を越え8時間以内を1日と換算する。）又は週あたり4授業科目を超える場合には、兼業を制限することができる。
- 2 前項の規定に関わらず、非常勤講師等の定期的な兼業については、原則として本学の授業期間中は、週あたり2日を超えない範囲で従事するものとする。
- 3 学長は、兼業により教職員としての職務の遂行に支障が生じると認められる場合は、当該兼業を制限することができる。

第7章 雑則

(その他)

- 第37条 この規程に定めるもののほか、教職員の兼業の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条、第104条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に基づく承認及び許可を受けている兼業については、施行日以後新たにこの規程による承認を要しない。

附 則（平成21年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第894号）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月11日一部改正：法人和歌山大学規程第1694号）

この改正規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2833号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2915号）

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。